

特定健診・がん検診・高齢者健診 申込み受付開始！



受診費無料！(対象年齢外の方を除く)
申込みはお電話、または白色の専用ハガキで！
住民課 健康づくり班まで

健診日程、対象年齢、申込み方法など詳しい内容は、各世帯に配布した健診申込みチラシをご覧ください。

※がん検診は、社会保険の方も受診できます。

子宮がん検診、乳がん検診および前立腺がん検診は、対象年齢の方であれば2年連続受診の方についても自己負担額は無料です。ご予約は期間中隨時受け付けています。

集団健診

特定健診・高齢者健診・胸部・胃がん・大腸がん・前立腺がん・肝炎ウイルス・胃がんリスク検査 (総合ふれあいセンター) 受付時間 8:30～10:00	5月 12 日 (土)	東豊永・西峰・東部地区
	5月 13 日 (日)	西豊永・大田口・穴内地区
	5月 19 日 (土)	天坪・大杉・立川地区
	7月 14 日 (土)	全地区

子宮がん検診	9月 20 日 (木)	大杉中央病院前広場	8:30～11:30
		総合ふれあいセンター	13:30～16:30
	9月 21 日 (金)	総合ふれあいセンター	8:30～11:30
		東豊永公民館	13:30～16:30
10月 6 日 (土)		総合ふれあいセンター	8:30～11:30

※平成30年度に集団検診で実施する婦人がん検診は『乳がん検診』のみです。

※申込者多数の場合は、検診日・会場などご希望に添えない場合があります。

個別健診 受診期間：5月～10月末まで

個別健診で受診される場合は、集団健診の受診票とは異なりますので、予約の際に「個別健診で受ける」と申し出てください。受診票については、期間中いつでも発行可能です。ただし、受診日の予約などにつきましては、受診しようとする医療機関にお問い合わせしていただく必要があります。

町内医療機関（大杉中央病院、大田口医院）では、特定健診、高齢者健診および肺がん・結核予防レントゲン検診が受診できます。

県内指定医療機関では、特定健診、高齢者健診、胃内視鏡検診、婦人がん検診が受診できます。

※婦人がん検診の受診期間は現在のところ、7月1日～12月末までの予定となっております。

※平成30年度から50歳以上の方を対象に、胃内視鏡検査（自己負担金3,000円）の実施を予定しております。

国民健康保険の届け出はお早めに！

- ◆年度変わりの時期は、転入・転出・就職・退職により国民健康保険の加入・脱退などの手続きが多くなる時期です。
- ◆加入・脱退などの手続きは、**14日以内**に必ず届け出をしてください。

	こんなとき	手続きに必要なもの
国保に加入するとき	① 大豊町に転入した ② 職場の健康保険をやめた ③ 職場の健康保険の被扶養者から外れた ④ 任意継続が切れた ⑤ 子どもが生まれた ⑥ 生活保護が廃止された	① 転出証明書・印鑑 ②～④ 健康保険の資格喪失証明書・印鑑 ⑤ 母子手帳・印鑑・世帯主の通帳 ⑥ 生活保護廃止決定通知書・印鑑
国保を脱退するとき	① 他市町村に転出する ② 職場の健康保険に加入した ③ 職場の健康保険の被扶養者になった ④ 死亡した ⑤ 生活保護が開始された	① 国保被保険者証・印鑑 ②～③ 国保被保険者証・新しくできた職場の健康保険証・印鑑 ④ 国保被保険者証・印鑑 ⑤ 国保被保険者証・生活保護決定通知書・印鑑
その他	① 住所・世帯主・氏名などが変わった ② 保険証をなくした (汚れや破損で使えなくなった) ③ 修学のため子どもが他市町村へ転出する	① 国保被保険者証・印鑑 ② 身分を証明するもの（運転免許証など）・印鑑 ③ 在学証明書・国保被保険者証・印鑑

加入の手続きが14日以内にされない場合

国保に加入せず医療機関で診療などを受けた場合、いったん自己負担となります。支払い後2年間は役場へ申請をすれば保険者負担分（町負担分）は返還されます。また、国保税は、届け出をした月からではなく国保に加入する資格を得た月までさかのぼって納めることとなります。

脱退の手続きが遅れた場合

職場の健康保険などへ加入した後に、国保の保険証で医療を受けた場合、国保で負担した分の医療費を返還していただことになります。また、職場の健康保険などの保険料と国保税を二重に払ってしまうことになります。

医療機関にも保険変更の届け出

職場の健康保険等に入加入されてから、健康保険証が交付されるまでに時間がかかることがあります。その間に国保の保険証で医療機関を受診している場合は、至急、健康保険が変更したことを医療機関にも届け出してください。

平成30年度の国保の保険証

新年度の保険証は、一般被保険者が茶色、退職被保険者が黄色です。
3月下旬に世帯全員の分を世帯主に送付します。

医療費の一部負担金の減免などについて

国民健康保険の被保険者の方が次のような理由により、医療費の支払いが困難と認められるときは、世帯主の申請により医療費の一部負担金（自己負担額）について、減免や徴収猶予が受けられる場合があります。

- 《減免などの要件》
- ① 震災、風水害、火災などによる死亡・障がい、または資産に重大な損害を受けたとき
 - ② 災害による農作物の不作、不漁などにより収入が著しく減少したとき
 - ③ 事業や業務の休廃止・失業などにより収入が著しく減少したとき

《適用期間》 審査で認められた場合、徴収猶予は6ヶ月以内を限度として適用することができます。
減免などは1ヶ月単位の更新制で原則3ヶ月を限度として適用することができます。

問い合わせ先：住民課保険窓口班 岡崎